

国の出先機関の原則廃止に向けて
(抄)

平成22年 7月15日

全国知事会

(2) 「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の取組方針

全国知事会としても、国の出先機関の原則廃止の検討を国に委ねるのではなく、自らが主体的にその考え方を取りまとめ、国をはじめ関係地方団体や国民各層に積極的に働きかけていくことが極めて重要である。

そのための青写真を自らの手で描き、国等に対し積極的に働きかけていくために「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」が設置された。

そこで本プロジェクトチームとしてはこのような役割を積極的に果たしていくため、以下の前提条件及び検討方針の下で具体的な検討を行うこととした。

《前提条件》

- i 全国知事会及び地方分権改革推進委員会の検討成果を踏まえ、これらの提言・勧告を検討の出発点とする。

全国知事会は既に平成20年2月に「国の地方支分部局（国の出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」を取りまとめ、地方分権改革推進委員会も平成20年12月に第2次勧告で「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」を勧告している。

これら成果を十分に踏まえるとともに、その検討過程で示された「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」（平成20年9月）なども参考にしながら事務の仕分けを行う。

- ii 財源は当然保障されるべきとの前提に立って積極的に事務権限を受け入れる。

事務の地方移管に伴い、その実施に必要な財源は人件費相当額も含め、当然に移管されなければならない。

ただし、どの程度の額をどのような形で移管するかといった具体的な検討は事務移管の検討と平行して行わざるを得ない面もある。

したがって、「財源移管の確証が得られない」といって事務移管に消極的になるのではなく、「政府の責任において当然に保障されるべき」との前提に立って、積極的に事務移管の検討を進めなければならない。

iii 現行都道府県・市町村制度を前提に事務権限の受け入れやその体制等を検討する。

事務移管に当たって、複数都道府県にまたがる事務などで単独で受け入れることが困難な場合には、広域的な受け皿の検討が必要となる。その際には、道州制など新たな地方制度にまで議論を拡大することなく現行の都道府県・市町村制度を前提に受入体制を検討する。

なお、国出先機関の原則廃止の道筋の先には、都道府県のあり方そのものが問われてくるので、新たな国と地方のあり方を視野に入れた検討が不可避であり、これらの課題は本プロジェクトチームとは別に改めて検討する必要がある。

iv 政府等において制度改革の議論が進められている事務については、その方向性に留意しながら当面現行制度を前提に検討する。

保険年金制度に関する議論など、今後国において抜本的な見直しを検討される事項については、その方向性に十分留意しながら、当面は現行制度を前提にして検討を行う。

したがって、国の改革の動向によっては本プロジェクトチームの検討結果を再検討することも当然にあり得るものである。

《検討方針》

i 国の出先機関の原則廃止に向けて具体的な仕分け、提言を行う。

国の出先機関の原則廃止に向けて8府省 15 系統の出先機関の事務一つ一つについて（これらの機関及び事務を選定した考え方については「4 検討対象とした機関及び事務の考え方」参照）、「地方移管」、「廃止・民営化等」、「国に残す」との仕分けを行う。

その際には、国の出先機関の事務について

- ・真に必要な事務であるか
- ・必要であるとした場合に国でなければ担い得ない事務であるかを十分に点検する。

ii 国に残すべき事務はその性質上、国が真に担うべき事務に極限する。

事務・権限の仕分けは、「地方ができることは全て地方に移管する」との補完性の原理に基づいて行う。

具体的には、地方として「積極的に移管を求める」事務・権限のみならず、出先機関原則廃止という政権公約実現に向けて「地方において事務・権限を受けることが本当にできないのか」との考え方の下に事務・権限の仕分けを行う。

例えば、地方への事務移管にあたりこれまで府省が「移管ができない理由」として掲げていた「広域性」、「専門性」、「全国統一性」については、真にそれが国でしか担えない事務であるかの再点検を行う。

- ・広域的な事務については都道府県間の受入体制を強化すること等により対応できないか
- ・専門性が必要な事務については国の人材を受け入れること等により対応できないか
- ・全国的な統一性が必要な事務についてはその事務の執行も含め真に国でしかできない性格のものであるか

など、多様な観点から事務の精査を行い、国の出先機関に残す事務を可能な限り最小のものとする。

iii 地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言する。

地方移管後の事務執行に対して、自己決定、自己責任の考え方の下、地方はこれまでも増して重大な責任を担うことになる。

したがって、受け入れ事務をどのように執行するか、その実施体制も同時に提案する必要がある。

その場合、以下の考え方に基づいて検討を進める。

- ・都道府県単位の出先機関の事務については、原則として各都道府県に移管する。
- ・ブロック単位の出先機関の事務については、単独都道府県への移管を検討した後に、単独都道府県では担えない事務について、広域連合制度の活用など必要となる都道府県間連携を検討する。その際、県境をまたぐ広域的な行政に携わってきた国出先機関の人材・ノウハウを活かす視点にも留意する。

5 国の出先機関の事務の仕分け

(1) 共通事項の考え方

各機関の仕分けに当たって共通する事項に対する考え方は、以下のとおり。

① 企画立案の事務

事務の移管に伴い、その事務の執行にかかる事業計画の策定など企画立案機能は地方に移管する。本省所管の事務であっても、地方へ移管される事務に関わる企画立案部分（例えば、インフラ整備に係る全国計画）は不要又は地方に移管すべきである。

全国統一性を確保するための基準の設定や制度設計等の事務は一旦は国に残すこととし、そのうち地方に重要な影響を与えるものは、別途「義務付け・枠付けの見直し」の問題等として、国・地方で十分に協議することとする。

《直轄国道の例》

直轄国道にかかる諸計画（社会資本整備重点計画、道路網整備計画など）のうち、ブロック単位等の計画策定機能は直轄道路の移管に伴い当然に地方に移管する。

《労働行政の例》

職業安定行政、労働基準行政、労働保険行政について、現在厚生労働省（本省）で定めている全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、その他の企画立案機能は地方に移管すべきである。

② 補助金給付事務、地方指導事務

事務の地方移管に伴いそれに見合う税財源を当然に地方に移管すること及び地方に対する関与をできるだけ縮小する観点から、補助金給付事務及び地方指導事務は「廃止」として整理する。

③ 各種国家試験及び統計調査の実施事務

各種国家試験及び統計調査の企画等の事務は本省において行うこととし、その実施に関する事務については「民営化等」として整理する。

例) 医師国家試験の実施、歯科医師国家試験の実施、司法書士試験の実施

農林統計調査の実施、貸金構造基本統計調査の実施、生産動態統計調査の実施

④ 都道府県労働局

《仕分け結果の概況》

全ての事務を地方に移管することが可能である（廃止等する事務を除く）。
職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。

国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。

《仕分けに当たっての留意事項》

労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。

【事務・権限の仕分けの結果（22事務）】

A 地方移管する事務（20事務）

- ・職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業
 - ・労働基準、労働者の保護などに関する指揮監督
 - ・個別労働関係紛争の解決の促進に関すること
 - ・労働保険の認定・給付及び労働保険料等の徴収
- など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施
- など

C 国に残す事務（0事務）

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等
(20)	(2)

平成 20 年
全国知事会提言

(17)

(0)

6 重点分野等

(1) 重点分野の考え方

地方に移管すべき事務については「5 国の出先機関の事務の仕分け」で明らかにしたとおりであるが、これらの事務の全てを地方に移管し、国の出先機関を原則廃止するには、相応の準備期間が必要となる。

したがって、「5」の仕分け結果は、出先機関改革が目指すいわばゴールであり、最終的な姿といえる。

改革を着実に進めていくためには、地域事情にも配慮しつつ優先度の高いところから着手し、その成果を国民にわかりやすく示していく段階的な取組が重要である。

地方が国の出先機関の事務を十分に担い得ること、また地方が担った方が国よりも高い効果を上げられるという実績を一つ一つ積み重ねることで、改革に対する国民的な関心が高まり、これが次なる改革の推進力となる。

そこで先行的に改革に着手し、その着実な実現を図る観点から、「重点分野」を選定することとした。選定に当たっては、以下の諸点を考慮する。

- ・ 地方移管することで、二重行政の解消や地域・住民ニーズに対する柔軟な対応など、効果的な政策展開が期待できる分野
- ・ 地方分権改革推進委員会による勧告がなされたにもかかわらず、未だ実現していない分野
- ・ 機関が都道府県ごとに置かれたり、事務の執行に当たって都道府県間連携調整が比較的容易と考えられる分野
- ・ 機関の全て又は大半の事務の地方移管が可能であるなど、出先機関の廃止につながる分野

これら重点分野については移管の成果を早期に示す観点から、平成 24 年に策定される「地域主権推進大綱」を待つことなく速やかに移管の準備を進めるべきである。

(2) 最重点分野

重点分野のうち最重点分野を以下のとおり選定し、出先機関原則廃止を実現するためのリーディングケースとして位置づけ、特に重点的に移管を推進する。

最重点分野については平成 23 年の通常国会で事務の地方移管についての法整備を行い、平成 24 年 4 月 1 日から全国一律の実施を目指す。

① 職業安定、労働保険等（都道府県労働局の事務のうち労働基準監督以外）

都道府県労働局が所管する職業安定、労働保険の適用・認定・給付等、労働相談の各事務については重点的に地方移管を進める。

そのため、全国知事会としては、ハローワーク（公共職業安定所）の地方移管を強く求める。

都道府県労働局は都道府県単位に設置され、その所管区域と都道府県の区域は一致する。また、職業安定行政及び雇用保険行政は、平成 12 年の第一次地方分権改革まで約半世紀にわたり、各都道府県知事の指揮監督のもと地方事務官によって担われてきた経緯がある。

さらに、地方は生活保護をはじめとした福祉行政を行っており、ハローワークを地方移管することで総合的な雇用・福祉行政の展開が可能となる。（政府は平成 21 年末、地方公共団体等の協力を得てハローワークと生活保護等のワンストップサービスを数日間実施したが、利用者の視点からこうした雇用・福祉行政のワンストップ化を充実していくためには、ハローワークの地方移管が不可欠である。）

また、より効果的な政策展開の可能性という観点からも、都道府県が担う職業訓練や、都道府県が有する地元企業等との多面的なネットワーク、教育機関との緊密な連携を都道府県労働局の持つ職業紹介等の機能と一体化させることによって、地域のニーズに応じたきめ細かい就労支援をトータルで実施することが可能となる。

なお、職業紹介事業における全国ネットワークについては、既に国においてそのシステムが構築されていることから、そのシステムの維持管理のみ国（本省）が地方と協議しながら行う（またはシステム自体地方へ移管する選択肢もありうる）ことで、十分維持が可能である。

国はハローワークの地方移管は I L O 条約に違反すると主張しているが、条約批准国であるデンマーク等で地方移管している例もある。条約は国の機関でなければ職業紹介できない趣旨ではなく、現行制度の下でも地方移管は十分可能と考えられる。

7 受入体制（広域連携の仕組み等）

事務の受入体制の検討に当たっては、現行の国の出先機関が都道府県単位か地域ブロック単位かという観点や事務・事業の範囲が一の都道府県内にとどまるか否か等の観点から類型化するとともに、広域連携の仕組みの特徴も踏まえて最適な受入体制を検討した。

（1）都道府県ごとに設置されている出先機関

都道府県ごとに機関が設置されている場合（ハローワーク等）には、原則として都道府県が単独で事務を受け入れる。

この場合、全国的な情報ネットワークの構築・運用等が必要な事務（ハローワークの総合的雇用情報システムの維持管理等）は

- ・国がシステムの維持管理や基準（ガイドライン）の作成を行い、執行は地方が担う方策
- ・都道府県による協議会（または別途の団体）を設置して運用を行う方策など、事務の性格や利用者の利便性等を考慮して多様な方策を検討する。

（2）都道府県域を越えた地域を管轄する出先機関

- i 事務の対象や範囲が一の都道府県にとどまる場合は、原則として各都道府県が単独で事務を受け入れる。

- 例）
- ・事業範囲が一の都道府県にとどまる事業者に対する許認可
 - ・一の都道府県で完結する直轄国道、直轄河川の管理

- ii 事務の対象や範囲が複数の都道府県にわたる場合は、基本的には各都道府県への移管を検討し、一定の連携が必要な場合に広域連合や協議会等の連携組織を設置する。（広域的な事務・権限の多くは、協議会の設置により対応可能であるが、包括的な事務・権限の移管等を受ける場合には、広域連合の設置が適していると考えられる。）

連携組織の設置は、事務の性格と受入体制の特性を踏まえ、多様な選択を可能とする仕組みとする。

なお、連携組織の設置が早期に整わない地域については、過渡的な方法として、一旦事務権限を都道府県に移譲した上で事務委託を行う仕組みも考えられる。

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
 ○ 労働基準監督署及びハローワーク(公共職業安定所)は、ブロック機関の下に置く。

都道府県労働局

事務・権限	仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
	国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)				
	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
総務部等	1 内部管理事務	○			○						
	2 総合的な施策の企画	○			○						
	3 個別労働関係紛争の解決の促進に関する事(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	○			○					○	
	4 労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理	○			○						
	5 労働保険事務組合の業務に係る監督	○			○						
	6 労働基準監督署・公共職業安定所の指揮監督	○			-						
労働基準部	7 労働条件、労働者の保護などに関する監督等	○			○						
	8 労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等	○			○						
	9 社会保険労務士に関する監督等	○			○						
	10 労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等	○			○						
	11 賞金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施・賞金構造基本統計調査		○			-				○	
	12 労働基準監督署の指揮監督	○				-					
職業安定部等	13 国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	○			○						
	14 同上(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督)			○	○					○	
	15 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	○			○						
	16 各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告) ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等		○			○					-
	17 雇用対策に係る事業主に対する助成	○			○						-
	18 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	○			○					○	
雇用均等室	19 公共職業安定所の指揮監督	○				-			○		
	20 各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・勧告) ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法		○								-
	21 紛争の解決に関する事(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)	○				-					-
	22 両立支援に取り組む事業主への助成	○			○						-
22	合計	20	2	0	17	0	0	2	1	2	

全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 構成員名簿

埼玉県知事	上田 清司 (リーダー)
佐賀県知事	古川 康 (サブリーダー)
北海道知事	高橋 はるみ
宮城県知事	村井 嘉浩
東京都知事	石原 慎太郎
静岡県知事	川勝 平太
石川県知事	谷本 正憲
大阪府知事	橋下 徹
香川県知事	真鍋 武紀
沖縄県知事	仲井眞 弘多